平成２７年（フ）第１０３８７号
東京都東久留米市下里４丁目１―23―407
債務者　栗谷　睦香
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３８８号
東京都新宿区西落合１丁目７―６―106
債務者　土屋　勝裕
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３８９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目20―12　芙蓉荘１―５、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目20―12　芙蓉荘
債務者　石田　晴美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０３号
神奈川県大和市下鶴間1608番地１　コーポレート中央林間２―205号
債務者　綿貫　　昇
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６４号
横浜市旭区中白根３丁目23番20号　シャルマン101
債務者　熊谷　和幸
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０８８号
横浜市港南区大久保２丁目13番31号　ハーモニーインターシティ上大岡103号
債務者　斉藤　千里
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２１号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目14番地１　ブリッヂビル202号室
債務者　高橋　美保（旧姓島添）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２２号
横浜市神奈川区亀住町16番地４　クレセント横浜102号
債務者　溢谷　徳洋
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２９号
岡山市北区牟佐1083番地１オリーブ202
債務者　藤原　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６５号
岡山市南区築港新町１丁目２番15号エスティ築港303
債務者　井上　浩誠
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７７号
岡山市北区奉還町２丁目10―12ＫＡＴＡＹＡＭＡⅢ405、住民票上の住所岡山県倉敷市児島阿津１丁目７番26号
債務者　宇佐美めぐみ
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
岩手県宮古市南町15番27号うまいやアパート８号室、旧住所岩手県宮古市宮町３丁目８番17号
債務者　前川　克人
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第９４３号
東京都世田谷区奥沢２丁目18番12号
債務者　内山　清美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０９号
釧路市南大通２丁目２番154号　幣舞マンション154号室
債務者　北上　亜未（旧姓猿子）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後４時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２８２号
東京都東久留米市下里４丁目１―13―306
債務者　神戸　貴史
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部